

ふくしまME育成講座 修了・認定要綱（案）

ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会

1、目的

この要綱は、ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会（以下「協議会」という。）が開催するふくしまME育成講座（以下「育成講座」という。）の認証及び受講者の受講修了・認定に関し必要な事項について定めるものである。

2、育成講座の認証要件

高齢化する社会基盤の戦略的かつ効率的な維持管理を行うため、維持補修及び防災に係わる高度な技術力を有する中核となる専門人材を育成するための科目で構成されていることを協議会において認証することを要件とする。

3、育成講座の受講修了要件

協議会において定められた育成講座を全て受講していることを要件とする。

なお、受講修了の証として審査委員会（以下「委員会」という。）は受講修了証を付与する。

4、育成講座の認定要件

上記3の要件を満たした者のうち、「認定試験」において一定基準以上の成績をおさめることを要件とする。

5、認定試験

(1) 委員会は、受験者が受験資格を有することを確認する。

(2) 委員会は、受験資格を満足している者に、筆記試験及び口頭試験を実施し、採点を行う。

①筆記試験

社会基盤の防災・維持管理を実施するにあたっての必要な知識を確認する筆記試験。

②口頭試験（※基礎コースについては除く）

社会基盤の防災・維持管理に必要な知識や能力を確認する口頭試験。委員会の委員が必要な知識や能力を確認するための質疑応答を行う。

6、再認定試験

認定試験において不合格となった者及び受講修了証の付与を受けたが受験できなかった者は、次回に開催する育成講座の認定試験を、同講座の受講を免除の上、1度のみ受験することができる。

7、認定者の決定

委員会は認定試験の結果について審査し、総合的な評価により合否案を作成し協議会に報告する。協議会は、委員会からの報告をもとに認定者を決定し、認定証を付与する。

8、守秘義務

認定審査業務に携わった者は、業務に関連して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(附則)

1、この要綱は、平成29年9月15日より施行する。